

## 電気用品安全法第三条第二号の事項に係る届出について

平成18年3月20日  
経済産業省大臣官房商務流通審議官発  
各経済産業局長及び内閣府沖縄総合事務局長あて

電気用品安全法（昭和三十六年法律第二百三十四号。以下「法」という。）第三条第二号の事項に係る届出については、下記により運用を行うようお願いいたします。

### 記

法第三条の規定により製造の事業の届出をしようとする者のうち、日本標準産業分類にいう製造業に属する事業を主たる事業として営む者以外の者については、電気用品安全法施行規則（昭和三十七年通商産業省令第八十四号）様式第一による届出書に、特定電気用品以外の電気用品に係る電気用品の区分及び電気用品の型式の区分として「全ての電気用品の区分について全ての電気用品の型式の区分」と記載することで足りることとする。

以上